

議 会 運 営 委 員 会 記 録

| | |
|------------|---|
| 日 時 | 令和 2 年 8 月 2 8 日 (金) 午前 1 1 時 0 0 分～午後 0 時 1 3 分 |
| 場 所 | 第 5 ・ 第 6 委 員 会 室 |
| 出席委員 | ◎日暮 栄治 ○塚本竜太郎 議 長 石井 昭一 副議長 中島 俊 阿比留義顯 岡田 智佳 後藤浩一郎 田中 晋 円谷 憲人 橋口 幸生 浜田智香子 平野 光一 古川 隆史 松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一 渡部 和子 |
| 委員外出席者 | (傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 上橋 泉 北村 和之 鈴木 清丞 |
| 欠席委員 | なし |
| 説明のため出席した者 | 副市長 (鬼沢 徹雄) |

午前 11 時開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ち議長より挨拶がございます。

○議長 本日はお忙しい中、令和 2 年第 3 回定例会の日程等協議のためお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げます。

今定例会も 6 月定例会に続き、新型コロナウイルス対策を前提とした議会運営が求められるところであります。先日の各派代表者会議でも質疑並びに一般質問の運用等について御協議いただいたところです。本日は、引き続き新型コロナウイルスに関する各種事項、その他につきまして御協議をよろしく申し上げます。以上、甚だ簡単でございますが、御挨拶といたします。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局長 資料は 1 ページとなります。新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（案）について、まず私から概要の御説明をいたします。

3 月から 4 月にかけて、第 1 波に続きまして 7 月の中旬から再び感染の拡大が起こっております。市内の 1 週間当たりの新規感染者数も、今週も 10 人を超えている状況でございます。今後しばらくはこの新型コロナウイルスの影響が続くことが考えられる中で、市議会として今後の対応方針を定めて、各会派、議員の皆様の共通理解を得ておくことが必要と考えております。柏市議会でもこれまで随時個別に感染症対策を講じてきたわけでございますが、これまでの対策、さらには他市議会等でも行われている対策を含めまして、危機段階に応じて効果的に実施できるよう整理したのが、今回の基本方針（案）でございます。

今回は、警戒レベルを 5 段階に分けまして、それが上段の警戒レベル、議会運営の基本的な考え方でございます。表の左のほうへ行くに従って警戒度は高くなるということでございまして、これまでの第 1 回定例会、臨時会、第 2 回定例会をベースとして考えております。それを警戒レベルの 3 程度に相当するものとしております。感染対策といたしましては、密集、密接、密閉、いわゆる 3 密の回避が基本となりますが、具体には警戒レベルに合わせた距離の確保、人数の制限、時間的な制限を加えながら対応を進めていくことになってまいります。この方針案はあくまでも大きな目安でございまして、何らかの数値的な基準をもって自動的に危機レベルを変更するものではございません。市内の感染状況、あるいはコロナ対応に関する国の方針等を注視しながら、各議会における実際の会議運営については、その都度

この議会運営委員会等で決められていくものであります。

それでは、主立った対応、特にこれまでの対応に加える部分につきまして、担当課長から御説明いたします。

○議事課長 続きまして、ただいまの基本方針（案）のうち、私からは議事課の関係につきまして、主なところを御説明申し上げます。

まず、資料の左のほうに議運と書いたところでございますが、こちら議会運営委員会につきましては、議会運営委員会の委員会室は議会運営委員会室ではなく、こちらの第5・第6委員会室での開催を基本としつつ、レベル3までは通常どおり開催いたします。レベル4に上がりましたら、第5・第6委員会室で開催するとともに、米印1と書きましたが、米印1のとおり、環境が整い次第、オンライン会議を導入し、自宅で会議に参加できるよう環境整備を図ってまいります。さらに、レベル5になりましたら、さらに出席委員を最小限とし、オンライン会議を基本としてまいります。

次に、その下、本会議につきましては、議事内容といたしまして、レベル3までは通常の流れで開催いたしますが、レベル4では、市政の停滞を来さないよう議案先議とし、議案の後に一般質問を行える状況であれば一般質問を実施します。さらに、レベル5では、議案審議のみとし、一般質問は行わないということとなります。

続きまして、質問方法というところにつきましては、レベル3までは通常の総括質問、レベル4では議案先議となるので、議案質疑と一般質問を分けて実施します。レベル5では、会派の代表制により議案質疑のみを実施するという形です。

次に、質問時間につきましては、現状におきましては、基本は平成17年の合併時の取決めのとおり、全議員に均等に配分されている時間は50分で、実際には最大60分という運用がなされております。レベル3以降は、この表では時間のところは空欄としておりますが、随時御協議いただくこととなると思っておりますが、6月定例会のときはレベル3に該当して、1人20分で実施したところでございます。

次に、発言方法のところにつきましては、レベル3以降のところ、マスクに加えて、2問目は発言席といたしました。これは、今9月定例会がレベル3以上の場合になりますと、これは今回から適用ということになります。1問目は通常の登壇席で発言、2問目からは、これまでの自席ではなく、議員席の最前列を議員さん用の発言席として、前に人がいない状態で発言していただけるようにするものです。

次に、その下の網かけにしたところですが、こちら仮に一般質問を短縮や中止した場合に、その補完策ということで記載してございます。補完策といたしまして、本会議の代わりに全協での質問や、あるいは文書質問を取り入れて、極力議場に集合せずに実質的に質問できるという場を設けるものでございます。

その下、常任委員会につきましては、レベル3までは第5・第6委員会室で通常開催、レベル4ではオンライン会議も取り入れた短縮開催といたしまして、さらにレベル5になりましたら、議案の委員会付託を省略し、本会議での直接採決とするものです。

その下の請願につきましては、極力レベル4までは委員会の審査をできることといたしますが、それもレベル5になりましたら困難になりますので、委員会付託は省略し、本会議で直接採決することを見込んでおります。

なお、私のここまでの説明で新たな取組として触れた項目といたしまして、実施に当たって、会議規則や委員会条例の改正が必要と考えられるものが大きく3点ございます。1点目は、2問目の発言席を設けること。2点目は、文書質問を行うこと。3点目は、オンライン会議を実施するということとございます。これらの3点を規定していただくために、後ほど議題となりますが、9月定例会の招集日に委員会条例と会議規則の改正を行っていただければと考えております。私からは以上です。

○庶務課長 次に、庶務課関係の内容について御説明いたします。

まず、情報提供でございます。こちらは、感染者情報を中心とした新型コロナウイルスに関する情報の提供で、これまでどおり庶務課で取りまとめの上、ワードとPDFで提供いたします。

次に、新型コロナウイルスに関する御質問につきましては、議員の皆様への御理解、御協力をいただき、一度庶務課を経由する形で行わせていただいておりますが、引き続き同様の方法で行わせていただきたいと思います。

次に、視察についてでございますが、行政視察、政務活動費を使った視察にかかわらず、レベル3の段階では原則自粛、4、5の段階では自粛とさせていただきます。研修につきましては、レベル4、5では自粛とさせていただきますが、レベル3では、全国市議会議長会の意見等を勘案し決定してまいりたいと思います。

最後の情報収集については、新型コロナウイルスに関する各市議会の取組などについて調査を行っておりますが、今後も必要に応じて適宜実施してまいります。

続いて、議会における新型コロナ対応マニュアルについて御説明いたします。資料は2ページとなります。このマニュアルは、議員または御家族が新型コロナ感染症を発症した場合を想定したマニュアルの案でございます。他市の事例などを基に作成いたしました。症状がある場合、濃厚接触者になった場合、感染が発覚した場合、どのように対応していただくかを記載してございます。

参考までに、新型コロナウイルス感染症に係る柏市職員の健康管理のマニュアルを添付させていただきました。こちらは、資料4ページでございます。こちらには、保健所からの具体の指導内容も含まれており、議員等が感染または濃厚接触者になった場合には、同様の指導があるものと考えているところです。具体には感染の場合は、有症状者、無症状者で退院基準や就業基準が変わっており、それぞれ細かく規定されております。濃厚接触者の場合でも原則14日間の健康観察が必要になります。このことから感染しないことはもちろんですが、それに加えていかに濃厚接触者にならないために対策を講じていくことが重要となってくるものと考えております。

続きまして、PCR検査にかかる費用について御説明を申し上げます。まず、政務活動費を使用することについてでございますが、政務活動費の使途基準については、柏市

議会政務活動費交付条例の中で規定されており、使用できるのは、研修費、調査旅費、資料購入費、資料作成費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他経費に限られてございます。その他の経費につきましても、燃料費、通信費に使用が限定されており、PCR検査に政務活動費を充てることは難しいものと考えております。なお、仮にPCR検査に政務活動費を充てた場合でも、政務活動費の収支についてはホームページ等で公開されており、御質問等があった場合には各議員さんに説明責任を負っていただくことになると思います。こちらで調べた範囲でもPCR検査に政務活動費を使用した市議会はありません。

また、公費を充てることについてですが、現状では濃厚接触者になった場合や各医療機関を受診した患者さんのうち、医師が必要と判断した場合に限り対象となるということで、現状では公費を充てることは難しいものと考えております。

なお、市議会議員が新型コロナウイルスに感染した野田市の場合は、議会事務局と当該議員の所属会派の議員に対して行われたPCR検査は公費であったと伺っておりますが、議員自身が感染者ということで、今回の予防として行うケースには該当しないものと考えてございます。以上でございます。

○委員長 それでは、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（案）について、各派代表者会議でおおむねの御了承をいただいたところであり、このとおりとするということではいかがですか。

それでは、新型コロナウイルス感染……（「委員長、委員外質疑」と呼ぶ者あり）委員の皆様がよろしかったら、この新型コロナウイルス感染症対策の基本方針については説明のとおりとさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス……（私語する者あり）委員外発言が求められておりますけど、それいかがですか。（私語する者あり）こちらのほうはいかがですか。（私語する者あり）じゃ、どうぞ発言してください。

○内田 合理的配慮の要望でございますけれども、2問目以降自席からの発言ではなくて、別の場所が変わるということになりますと、私の場合、対応が困難になる可能性もあるので、場合によっては自席からの2問目の発言ができる体制を構築していただきたいと考えますが、委員長の取り計らいをお願いいたします。以上でございます。

○委員長 ただいまの御意見につきましては、事務局と協議をしまして進めて対応できるような形で……（「いいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○古川 それはそれで。傍聴の取扱いを書いたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。本会議場も要はなるべく、変な話、来てくださいと声かけないようにみたいなことも議運の中でお話しされていたじゃないですか。だから、そこら辺もこの中にちょっと盛り込んでいただいたほうが、委員会もどうなのか。例えば請願者の方、委員会の場合は例えば隣の部屋で見られたりとかというのがありますが、そこら辺もちょっとできれば決めていただいたほうが、何か今日もいらっしやっているみたいだけど、どういう経緯でなっているのか分かんないんだけど、ちょっとそこ

ら辺もぜひ御配慮というか、書いたほうがもめないというか。

○委員長 分かりました。

○古川 よろしくお願ひします。

○委員長 じゃ、先に内田議員の発言につきましては、対応できるように協議を進めてまいりたいと思います。そして、ただいまの古川委員の発言につきましては、皆さんいかがですか。傍聴者についても記載したほうがいいだろうということ。

○山田 本当にコロナ禍でそれぞれ重要な時期ですから、御理解をいただくという面で皆さんの意見聞いたらどうですか。

○委員長 じゃ、ほかの方、何か御意見ありますか。どうぞ。

○渡部 傍聴席についても議場の議員の席と同じように、今1つ置きか何かで座れないようにはなっているわけですね。それで傍聴についても、どこかの文書にはたしかあったんじゃないかなと思います。傍聴に来るなということは、私、これはやっぱり言えないと思うんですね。例えば5段階になって、議員が当然ながら議会ができないような状況だったら、それは傍聴も全く同じ対応だと思いますけれども、そのほかは傍聴席についても十分な対策を取って、なるべくインターネットなんかで傍聴してくださいということは促しても、来るなということは書けないわけだから、それは言葉を何か変えるか何かして掲載するというのは、もちろん否定するものではありませんけれども、それを書く、書かないということについては、私は書いてもいいと思います。きちんと市民に分かるように、傍聴は来れます。ただ、対策を取っていますので来てくださって結構です。でも、なるべくネットでの視聴をお願いしますとか、そういうのはレベルの段階に応じてはあるんじゃないかなと思います。ただ、制限するようなことというのは、やはり問題だと思っています。

○委員長 じゃ、ほかの方。

○議長 今言ったことに対して、6月議会のときにも来るなとは言っていないですよ。それで、密にならないように傍聴席もちゃんとやりました。マスクもちゃんとやってくださいという、ペーパーで出していないんだけど、口頭ではそういうふうなことで傍聴席のほうはやっています。それをペーパーでなるべく来ないようにというのを、マニュアルでつくるか、つくらないかはともかく。その6月議会のときもなるべく傍聴席には傍聴人をあまり、来る人もいるんでしょうけど、あまり勧めるといふか勧めないといふか、なるべく少なくしてくださいということは皆さんにも言ったと思います。

○後藤 前議会の傍聴者で一番人数が多かったらろうというの、どのぐらいいましたか。人数数えてますか。

○議事課長 申し訳ありません。具体的な数字はちょっと把握しておりませんが、ただこの状況で通常よりも特に前回は、特に多いときは特段なかったというふうに認識しております。以上です。

○平野 これはやっぱり市民に対する、市民への情報提供の問題として、柏市議会の傍聴席は何席あって、普通の今飲食店なんかでも席を1つずつ空けていますけれ

ども、そうすると椅子に座れる方は何人ですと、それ以上来られたときには別室で傍聴するというふうな対応になりますと、そういうお知らせでいいんじゃないでしょうか。

○委員長 分かりました。それでは、傍聴者を別に排除するわけじゃございませんけども、記載できることにつきましては検討をさせていただければと思います。

○古川 決して排除するつもりはありません。ただやはり皆さん考えが違うから、せっかくこういうことを決めていただくのであれば、ちゃんと俎上に上げたほうがいいのではないかという趣旨ですので、排除する意味では決してございませんので、そこは御了承お願いいたします。

○委員長 そのことについては、さらに加えるということで検討させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応マニュアルについては、今の御意見も踏まえて付け加えるということで御了承いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

○委員長 次に、さきの各派代表者会議でみらい民主かしわさんからの要望の中で、本会議、委員会出席者全員が開会前にPCR検査を受けるという内容がありました。これについては各派では議論にとどめ、引き続き議会運営委員会で協議するということになっておりますので、ここで各会派の御意見をお聞きします。

柏清風さん。

○後藤 PCR検査って、そもそも医者がその必要性を判断するところにあると思います。それと、市民の皆さんも、医者の判断がなくても私は受けたいというような声も随分あるようですし、議員がそれをやってしまうということは、非常に市民からの反発も強いかなということで、そういう必要性はないというふうに考えています。

○委員長 公明党さん。

○田中 うちも全員がやる必要はないというふうに思っております。やりたい人はやっていただければなというふうに思います。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 私どもは、全員が受けて、もう安心して、いろんな対策もやりつつ、陰性だということで安心して議会に積極的に臨むことが必要だと思います。議員だけではなく職員ですとか、介護士、保育士なんか特にそうですけども、積極的にPCR検査をやって症状の出ない方を今見つけるということが大事なことですから、議員のその活動をより活発にするためにも、私はお金の出どころはもう別にしてやるべきだというふうに考えます。

○平野 共産党の平野ですが、補足します。今清風さんの御意見、医者の判断でというものなんですけど、既に8月7日の政府の事務連絡において、自治体の判断で、

それは感染が確認された店舗だとか施設だけじゃなくて、そこに関係する人たちに広げることできる。さらに8月15日にも、さらに追加の事務連絡が出て、その地域だとか施設なんかでやっぱり自治体の判断で予備的にそういう検査ができると、それは行政検査ですよ。

○委員長 平野委員、分かりましたので短くしてください。

○平野 ですから、そういう政府の事務連絡を踏まえると今のような発言にはならないと思うんですよ。

○委員長 次に、みらい民主かしわさん。

○岡田 私どもは、要望書提出のとおりでございます。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 PCR検査を受けることについては理解をしておりますが、市民の方々も受けたいという方がたくさんいる中で、議員だけが受けるということに対して、私たちは心配しております。例えば福祉や医療の従事者の職員さん、また学校の教職員や保育士さん、またごみの収集やその他必要な仕事をされている職員さん、あわせてその中で議員も受けるという体制を要望しながら、今回の議会については保健所の方針のとおり検査の在り方でいくべきだと考えております。以上です。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 安心して議会を行うためにPCR検査は有効だと思います。ただ、自己負担にならざるを得ないというところから、全員が統一してというところは難しいのかなと思います。以上です。

○委員長 それでは、意見が一致しませんので、感染予防のためのPCR検査については実施しないことといたします。

○委員長 次に令和2年第3回定例会の議事運営についてを議題といたします。

初めに、質疑並びに一般質問の発言時間について御協議を願います。8月21日の各派代表者会議では、各会派の意見が一致しませんでした。議長提案として30分を各会派に配分し、会派の中で持ち時間とする案が出され、各会派持ち帰りとなっています。この議長提案につきまして、事務局より説明を願います。

○議事課長 資料7ページについて御説明申し上げます。

各派代表者会議で議長から御提案のごございました方法を基にいたしまして、実際に各会派さんに割り振りますと、資料の7ページ、上段の表のとおりとなります。ここの表の中の会派合計時間を会派内の質問議員さんで自由に割り振っていただくこととなります。その場合、最大でも1人1時間までとすること、また1人ずつの持ち時間は5分単位で事前に設定していただくという形としてございます。議長提案によります時間配分のスケジュールの例を、ページの中央の表でお示ししてございます。例でございます。各会派の合計時間内で各質問者に時間を割り振っていただいた上で抽せんを行いまして、丸何番と書いてあります。丸何番の数字のように質問の順番が決定されます。この順番に従いまして、6日間の質疑並びに一般質問

日の中で順次質問をしていただくという形になります。なお、換気や消毒を行うために、一番下の表のとおりですけれども、換気や消毒を行うため各質問者の間には5分間の休憩を取ります。また、1日の質問時間が2時間を大きく超える際には、30分の休憩を入れるということを想定しております。議長提案の内容については以上です。

○委員長 それでは、ただいまの議長提案につきまして、各会派の御意見をお願いいたします。

柏清風さん。

○後藤 議長提案でお願いします。異議ありません。

○委員長 公明党さん。

○田中 うちも議長提案でお願いいたします。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 議長提案も含め、私ども各派のときには、これまでどおり60分という時間を主張しています。それで、時間の削減に結びつくことには反対です。この議長提案、一見中でやりくりできるように見えますけれども、やはり大きな会派有利なわけですね。少数会派ですとか無所属にとっては、30分というふうに半分にまで時間が削減されてしまうわけですから、今やはりそういうふうに議員の質問時間を制限するということはぜひやめていただきたいと思うんです。こういう時期だからこそ、市民はやはり議会に期待をしているわけで、その期待に応えることができません。各派のときになぜ30分かというときに、30分あれば十分だという御意見もありました。ですから、30分で十分な人は30分にすればよくて、あとはやはり60分を保障していただきたいです。前回のときに他市の状況というのを資料でいただきました。近隣に聞きますと、6月は制限したけれども、もう9月は元どおりになったというのも聞いていますので、他市の資料というのでもぜひ示していただきたいと思うんですよ。別に他市に倣う必要って私はないと思いますけれども、これまでどおりの1人最大60分というのを私は譲れませんので、この議長提案にも反対いたします。

○委員長 分かりました。

みらい民主かしわさん、どうぞ。

○岡田 私どもでは各派代表者会議で申し上げたとおり、50分という一般質問の時間を要望いたします。市民のやはり声を届ける場だと思っています、一般質問というのは。ただ、コロナ禍でございますので、会派内の調整をして10分の短縮というところはできるかなということで、各派代表者会議のとおり50分ということをお願いいたします。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 柏市全体のことやこれからのこと、また市民の声に応えるという意味で、それぞれの会派で主張があるというのはもっともなことだと思っておりますけれども、この議会運営委員会では、それぞれの会派の言っている主張をやっぱりその中で落としどころをつけていかないといけないなと思っています。そんな中で前回の6月

のときも、委員長や議長がそれぞれの会派の意見を併せて提案をしてくださったのもありましたが、そのときにもやはり主張が合わずに多数決になってしまいました。今回も議長がいろいろ考えて提案してくださった内容というのを私は尊重して、それを基に調整していくような話合いにしていかなければならないなと思っています。私たちの会派は、議長の提案に賛成です。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 コロナ禍で今こそやはり議論しなければならないことがたくさんありますので、できるだけ感染症対策をしっかりとした上で60分に戻していくということが必要だと思います。以上です。

○委員長 意見が一致しませんでした。柏清風、公明党、柏愛倶楽部の3会派で多数を超える委員が賛成していただいておりますので、委員長としては本案を進めたいと思います。よろしくお願ひします。どうぞ。

○渡部 つまり特に多数決は採らずに、今聞いたところ自民党と公明党と柏愛が賛成だったので（「自民党じゃないでしょ」と呼ぶ者あり）あとは……清風さんと公明党と柏愛倶楽部が賛成を示したので、多数決を採ってもそういうふうになるので、今回一致していないけど、そうなるということなわけですね。つまり私たち反対したということはちゃんと残るわけですよ、とても容認できませんので。それは合意をしたということではないということによろしいわけですよ。（私語する者あり）

○平野 やっぱり議会の正式な会議ですから、それは委員長の想定でね、想定されるということで、そういうふう結論を出すのはやっぱり間違いだと思うんです。議決するならやはり多数決、決を採ってきちんと進めていただきたいと思います。想定で進めるのはいかがなものかと思っています。

○委員長 委員長としては、6月議会のときには採決いたしましたけど、今回は3会派が賛成で方向性は同じだと思いますので、委員長としてはそれで決めさせていただきます。

この後の流れについては、事務局から説明をお願いします。

○議事課長 本日の議会運営委員会の閉会後に、先ほど決定いただきました会派の発言時間の合計を記載した質疑並びに一般質問の発言者名通告用紙を改めて各会派さんに配付いたしますので、発言を予定されている議員さんごとに表の持ち時間の欄に時間を御記入いただいた上で、めどとしまして本日の午後1時までに事務局のほうに御提出をお願いいたします。発言順位の抽せんにつきましては、各会派さんから発言者名の通告用紙が提出された後、こちらの第5・第6委員会室で、本日のうちに行う予定です。なお、抽せんの際は、会派の中で少なくとも議会運営委員会の委員さんお一人が代表で出席していただけて抽せんをしていただければ大丈夫でございます。実際に開催する時間につきましては、提出状況等によりますので、また随時御連絡をさせていただきます。以上です。

○平野 やはり今の想定で議決するというのは、これはやっぱり間違いでね、本会

議においても各議会ごとに各会派から賛否について事前に採りますよね。それで、進行表の中でも賛成多数で可決の見込みという、これ見込みなんです。けど、その場で変わる事だってあるわけで、ですから最終的にはボタンを押して人数を確認して確定するわけなんです。そんなことが委員長の想定で、会派が、3会派が賛成しているから、それでいいんだという、そういう結論を出すのは、今後の議会運営に大きな支障をもたらします。本会議においても会派の数で、そこに所属する人数で、これはもう賛成多数がもう想定されると。だから、ボタンを押さないでもいいということなんです。それは間違いでしょう、やっぱり。

○古川 委員長よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○古川 ということは、多数決を採っていいということですね、平野さんは。今まで議運はなるべくそうしないようにとやってきた中で、ちょっといろいろ前回あったけど、今の発言は多数決で物を決めていいという、そういう発言ですか。そういう発言ですね。

○平野 これまでは議会運営というのは、原則議会運営を変更する場合には全会派の合意で、合意した部分を進めていくという立場だったでしょう。それに反したことをやっているわけですよ。合意できていないことを強引に進めようとしているんですよ、想定で。それが間違いだと言っているんです。

○古川 いや、それは前提として、ちゃんと多数決を採ってくださいと今おっしゃってましたよね。ということは、多数決を採ってやっていったほうがいいというのが平野さんの御意見ということですね。そこだけ確認させてもらえばいいですよ。今そういうふうにおっしゃったから。

○平野 それは、前回そういうふうには強引にやりましたよね、皆さんね、多数決で。それは皆さんが強引にやったんです。私たちは反対しました。（私語する者あり）

○山田 万全な体制を整えてと、やっぱり正規に戻りたいですよ、私たちも。ただ、いろんな点でいろいろ意見があって、この状況、難しさの中でいかに乗り切るかということで、そのお気持ちは十分分かります。市民の負託に応えるような、そういう気持ちは誰一人として変わることはありません。その中でその内容、議会の運営の仕方について、今意見が多数決で採るのかというような発言、私もそういうふうには受け止めましたけれども、今の議会運営は、御理解をいただきながら、それで議長提案のように、これで状況を見てみましょうというような委員長の進行しているわけだし、それから御党のほうから提案もありましたように、議長のほうに他市町村の運営についても情報も十分いただきたい。ですから、議長に十分そういう情報を応えていただきながら、情報を提供していただきながら、今回は非常に難しいコロナ禍の状態でいかにうまく進行を進める、決を採ったということではなくて、委員長の決ではなくて、御理解をいただいたという議会運営の仕方、私たちは進めていただきたいと思います。

○委員長 皆さん方の御意見が大体分かりましたので、私のほうから皆さんにお伺

いたしたいんですが、私が3会派の賛成で多数になるということで、私が決めさせていただきますと言いました。ですけど、共産党さんのほうから採決しろという意見が今出ているんですが、皆さん方の意見としては採決したほうがよろしいというんですたら、また改めて採決してもいいと思うんですが、ほかの委員の皆さんいかがですか。（私語する者あり）いいですか。

○田中 採決は必要ないと思います。委員長の判断でお願いしたいと思います。

○委員長 分かりました。それでは、先ほど決めたとおりとさせていただきます。

○委員長 次に、各派代表者会議で柏清風から討論を通常の1人10分から1人5分とする案が出され、本日御意見を伺うことになっておりますが、討論の持ち時間についてはいかがですか。

柏清風さん。

○後藤 うち提案者ですからそのまま、今まで10分でしたか、10分を5分ということで短縮させていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 公明党さん。

○田中 おおむね清風さんには賛成なんですけど、なるべく短くお願いしたいというふうに思います。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 柏市が討論に対して時間制限を設けているというのは、近隣市ではないことだというのは皆さんも理解されていると思います。討論に時間制限そのもの、私どもは反対しています。ただ、そういうふうな取決めがありますので、そのルールを守っています。それをさらに5分に縮めるということは、例えば無所属の方など、議案とか例えば請願でやりたいと思っても、5分の中でやらざるを得ないというのは、これは討論というのは議員の一つの権利ですので、自己の意見をきちんと表明する場であって、それは当然ながら認められていることなんですね。そこにさらにその5分の制限を設けるというのは、十分に言い尽くせないことが多々出てくると思います。そういった時間、もともと時間制限反対ですけども、それをさらに縮めるということは、とても私どもは容認できません。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 みらい民主かしわは、これまでどおりの10分で。それで、ただ賛成討論については、できるだけ自粛をしたほうがいいんじゃないかということでございます。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 採決や討論の時間というのは、人数は制限されていない状況なので、やはり短くするという必要かと思っています。5分かどうかという細かい区切りはどうであれ、できるだけ最小限にとどめるべきだと考えています。以上です。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 6月議会の運用でよいかと思います。10分という枠にしておいて、各自の判断で縮めるかどうか判断していただけたらと思います。

○委員長 意見が一致しませんでしたので、討論は従来の1人10分といたしたいと思いますが、討論の趣旨に従って行うよう、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長 次に、会期日程についてですが、前回の議会運営委員会で決定いたしましたとおり、9月4日から9月29日までの26日間となりますので、御了承願います。

○委員長 次に、議席について並びにその他新型コロナウイルス感染拡大防止策について、事務局から説明を願います。

○議事課長 まず、議席につきまして、資料の9ページでございます。こちらは、今定例会の議席表の案でございます。6月定例会と同様に、議員間の距離を保つため全席1席ずつ空けていただき、通常使用していない最後列も使用した上で、各会派ごとに席を割り振りました。6月定例会からの変更点といたしましては、最前列の中央に発言席を新たに設置しております。これは、自席において起立して発言される場合の周辺の議員さんへの感染リスクを減らすために設けるものであり、質疑並びに一般質問の2問目以降はこちらの席で発言していただくものとなります。また、発言席の設置に伴い議場に着席できる人数が、6月定例会から2名分減っております。6月定例会と同様に、基本的には各会派内のローテーションで議場に着席いただき、議場に入られない議員さんは、こちらの第5・第6委員会室にてスクリーンで中継を放映しますので、そちらで本会議を御覧いただきますようお願いいたします。

次の資料10ページは、議場と委員会室の出席者数の人数割の表です。議場に常時出席となる正副議長を含めまして、議場に着席可能な23人を人数割合に応じて各会派に割り振りまして、議場に着席しない方は委員会室という形になってございます。議場で予定外の採決を行うことも考えられますが、その際は一旦休憩して全員自席に着席いただいた後に採決を行いますので、委員会室での視聴を重ねてお願いいたします。議場に着席いただくローテーションの表につきましては、招集日後に各議員さんに配付をさせていただきますが、招集日につきましては全議員さんの出席を予定させていただいております。

続いて、資料11ページ、(4)のその他新型コロナウイルス感染拡大防止策についてでございます。こちらは、令和2年3月から6月までに開催した各定例会及び臨時会において実施した取組と、9月定例会において実施予定の取組をまとめた表です。新規の項目としましては、上から3点目の2問目以降の質問を発言席で行うことと、さらに下のほうに今定例会では非接触型の体温計を用意し、毎日会議の前に体温を計測していただくということを予定してございます。以上です。

○委員長 それでは、議席及びその他新型コロナウイルス感染拡大防止策についていかがですか。どうぞ。

○平野 議席についてですけれど、これ見たときに、先ほど内田議員から障害者に対する合理的配慮の問題で、発言席では支障が出るおそれがあるという発言があっ

たんですが、具体的にどんなことなのか、ちょっと念のため教えていただければと思うんです。（私語する者あり）

○委員長 このことについては、事務局のほうで話し合いをして適正に対応してまいりたいと思いますので、それで御了承ください。

○委員長 それでは、次に委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料12ページから14ページ、委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のと通りの各委員会となります。また、議案第16号から第27号までの決算関係12議案につきましては、先例により決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることになっております。決算審査特別委員会につきましては、後ほど御協議をお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料15ページでございます。追加議案につきましては、人事案件として教育委員会委員の任命1件及び人権擁護委員候補者の推薦7件の計8件が予定されております。この取扱いにつきましては、提出された日の日程にのせ、提案説明の後、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決いただく運びとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、委員会条例及び会議規則の改正についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料16ページから29ページにかけまして、委員会条例及び会議規則の改正についてでございます。これらはいずれも新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、その一部を改正しようとするものです。

初めに、資料16ページの（1）、委員会条例の改正の概要について御説明します。これは、ズーム等のオンライン会議システムを活用した委員会を開会できるようにするものです。主な内容といたしましては、（1）のア、委員長は、重大な感染症の蔓延を防止するため、または大規模な災害が発生したために委員の参集が困難である場合に、オンライン会議システムを活用した委員会を開会することができるということを第15条の2として規定するものです。

これに伴い、次のイ、委員会の会議を開くための定足数には、オンライン会議システムによる出席をした委員の数を含めるようにということで第16条を改めます。

次のウ、表決の際の出席委員の数には、オンライン会議システムによる出席をした委員を含めるように第17条第1項を改めます。

次のエ、除斥の際に委員会の同意があったときの会議への出席及び公述人の公聴会への出席にオンライン会議システムによる出席を含めるということで、第18条及び第24条を改めるものです。

最後にオ、この改正条例の施行期日は、公布の日を予定しています。

次に、(2)の会議規則の改正の概要についてです。これは、発言席における発言、文書質問及びオンライン会議システムを活用した委員会の開会ができるようにするものです。内容としましては、(2)のア、質疑並びに一般質問の2問目以降の発言は、新たに設ける発言席において行うことができるように第50条第1項を改めます。

次のイ、議員は、市の一般事務について、簡明な質問主意書を提出して議長の許可を得ることにより文書質問することができるということを第64条の2として規定します。議長は、文書質問を許可したときは、答弁書の提出期日を指定して執行部に送付し、執行部から答弁書の提出を受けたときは、質問主意書とともに全議員に配付することになります。また、文書質問を実施することに伴い、会議録の記載事項に文書質問の主意書及び答弁書を加えるように第78条を改めるものです。

次のウ、委員会条例の改正により、オンライン会議システムを活用した委員会を開会するに当たり、委員会の運営に係る規定を整備するものです。まず、(ア)、欠席の届出が必要な場合として、オンライン会議システムに出席することができないときを含めるように第84条第1項を改めます。

次の(イ)、定足数にオンライン会議システムによる出席をした委員を含めるように第87条第1項を改めます。

次の(ウ)、定足数を欠くに至るおそれがある場合に、委員に出席を求めるときの出席にオンライン会議システムによる出席を含めるように第87条第2項を改めます。

次の(エ)、オンライン会議システムを活用した委員会で正副委員長の互選を行う場合については、議長が別に定める方法によるということを第120条の2として規定するものです。

次の(オ)、オンライン会議システムによる出席をした委員は不在委員とはせず、表決に加わることができるように第122条を改めます。

次の(カ)、オンライン会議システムを活用した委員会の表決は挙手によることを基本とし、挙手者の多少を認定し難いとき等の挙手によらない表決については、議長が別に定める方法によることを第128条の2として規定するものです。

最後にエ、この改正規則の施行期日は、公布の日を予定しております。

改正の内容については以上ですが、なお発言席は今定例会から実施となる予定ですが、文書質問とオンライン会議システムについては、実際の運用に当たっては、さらに具体的なルールを別途決定いただいた上で実施していただくこととなります。以上です。

○委員長 それでは、委員会条例及び会議規則の改正についてはいかがですか。

それでは、委員会条例及び会議規則の改正案は資料のとおりとし、いずれも委員会提出議案として議長に提出することといたします。

今後については、9月4日開会日の日程にのせ、委員長の趣旨説明の後、質疑、討論を省略し、採決する運びとなります。

○委員長 次に、決算審査特別委員会についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○議事課長 資料30ページでございます。令和元年度の柏市一般会計、特別会計、病院、水道及び下水道の各会計決算議案12件が提出される予定です。この決算議案を審査するに当たっては、先例では決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とし審査することとなります。委員定数及び会派の割り振りについて御協議いただければと存じます。以上です。

○委員長 では、委員定数は12人以内とし、決算審査特別委員会を設置するということがいけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、12人以内で特別委員会を設置することといたします。

次に、会派比率についてを事務局より説明をお願いします。

○議事課長 各会派への割り振りにつきましては、委員定数を12人といたしまして会派の構成比率を考慮して割り振りをいたしますと、柏清風さん4人、公明党さん、日本共産党さんがそれぞれ2人、みらい民主かしわさん、柏愛倶楽部さん、市民サイド・ネットさんがそれぞれ1人確定で、ここまでで合計11人となります。残りの1人は、公明党さんとみらい民主かしわさんと無所属議員さんのいずれかとなりますので、公明党さんとみらい民主かしわさんで御協議をいただくこととなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明でいけますか。どうぞ。

○田中 うちが2名で結構です。

○委員長 じゃ、残った1名につきましては、他の会派で話し合ってくださいか。（「みらい民主さん」と呼ぶ者あり）みらい民主さん。

○岡田 お任せいたします。（私語する者あり）

○委員長 じゃ、そういうことでよろしいですか。

これより選任届をお配りいたしますので、9月4日午後5時までに事務局に提出してください。

なお、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任については、9月10日の質疑並びに一般質問に先立ち議題といたします。また、同日の本会議終了後、正副委員長の互選並びに審査スケジュールの調整のため委員会を開いていただくこととなりますが、審査日程協議のたたき台については事務局より説明をお願いします。

○議事課長 資料31ページでございます。審査日程協議のたたき台について御説明をいたします。

委員長からお話がありましたとおり、例年9月定例会の質疑並びに一般質問初日の散会後に開かれております決算審査特別委員会の初会合におきまして、日程を決定いただいているところでございます。以前は日程案をその場で初めてお示ししておりましたが、協議が円滑に進みますよう、平成26年度からは初会合でお示する日程のたたき台をあらかじめ議会運営委員会で提示させていただいております。各会派さんから選任される委員の方々にこの日程をお伝えいただければと存じます。なお、具体的には委員会で日程を御協議いただきますが、最終的に大幅に変わる可能性もありますので、その点を御了承いただければと存じます。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、議会費の決算資料についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○庶務課長 それでは、平成31・令和元年度議会費決算につきまして、お手元の32ページの議会費歳出、決算総括表を基に説明させていただきます。

初めに、決算総体について申し上げます。予算現額6億7,721万7,000円に対しまして、支出総額が6億5,558万2,000円でございます。執行率は96.8%となっております。

次に、節別の状況を申し上げます。1節報酬から4節共済費までが人件費でございます。この1節から4節を合計いたしますと、資料には記載してございませんが、5億8,269万4,000円で、議会費全体の88.8%になります。決算額全体を見ますと、平成30年度に比べ1,500万円ほどの減額となりました。主な理由といたしましては、30年度に実施いたしました議場システムの改修工事費約2,500万円が減額となり、新たに委員会室の音響設備の購入費約1,300万円が増額となったことなどが挙げられます。特に執行率が低かったのは報償費と交際費で、報償費については、姉妹都市関係で来柏したのがトランス市だけだったこと、交際費については、弔慰金の支出が少なかったことなどが挙げられます。

また、9節の旅費につきましては、常任委員会のほかタブレットで視察いたしました習志野市、木更津市に行きました議会運営委員会を除いて、決算審査特別委員会、議会広報委員会の視察は実施されなかったことにより、執行率が53.8%となっております。

なお、議会費に対する監査委員の決算審査は、去る7月14日に受けております。

本日の資料は、議会運営委員会終了後、会派控室に配付させていただきます。御不明の点等がございましたら、議会事務局庶務課までお問い合わせください。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、令和元年度分政務活動費のホームページ公開状況についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○**庶務課長** 資料33ページでございます。政務活動費の収支報告書等の公開につきましては、昨年度と同様7月1日より行政資料室に配架し、8月1日より柏市オフィシャルウェブサイト内の市議会、政務活動費のページにおいて開始しております。公開資料は、収支報告書及びその添付書類である領収書、視察報告書等、行政資料室配架物と同一でございます。その量ですが、A4用紙片面で2,233枚になります。令和元年度分のホームページの閲覧件数につきましては、8月24日現在、会派分が71件、議員分が144件でございます。公開に当たっては、市のホームページの新着情報に掲載することで周知を図ってございます。

なお、昨年8月1日から公開しております平成30年度分の収支報告書等のウェブ公開の閲覧総件数は、資料のとおり8月24日現在1,618件となっております。以上でございます。

○**委員長** ただいまの説明で何か御質問等ございますか。

それでは、さよう御承知おきを願います。

○**委員長** 次に、9月補正予算に係る議会費の計上についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○**庶務課長** それでは、資料34ページ、第2・第3委員会室の改修について御報告いたします。

5月の議会運営委員会において新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、第2委員会室と第3委員会室の壁を抜き広い委員会室に改修する工事の費用を、令和3年度の予算に計上する旨を御報告させていただきました。

しかし、現在も感染拡大が続いていること、今後さらなる感染の大きな波が予測されることから、一刻も早く改修の必要があるものと考え、9月定例会に補正予算を計上することといたしました。この改修により、従来どおり1日2常任委員会の会期日程が可能となることに加え、市役所全体としても3密回避の観点から今後も一層高くなってくる大きな会議室への需要にも応えられるものと考えております。この件につきましては、8月7日に開催された各派代表者会議でも御報告させていただきましたが、議会運営委員会で改めて御報告させていただきました。主な内容といたしましては、机、椅子などの備品購入費が682万7,700円、マイクシステムが1,240万8,440円となります。このうちマイクシステムに係る費用は、地方創生臨時交付金の対象となる見込みでございます。

なお、壁撤去工事とカーペット貼り替え工事に係る費用は、令和2年度の資産管理課所管の庁舎維持管理費から支出する予定でございます。補正予算が成立後、契約手続等を進め、12月定例会終了後、壁の撤去作業を行い、来年1月から、これまでの机、椅子撤去、床の補修、新しい机、椅子の搬入、マイクシステム等機材の搬入を行いまして、来年2月には第2・第3委員会室として使用できるようになる予定でございます。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、タブレット端末等の導入についてを議題といたします。

初めに、議長より説明願います。

○議長 タブレット端末の導入につきましては、昨年度末に議会運営委員会の視察も行われ、令和3年度の予算化に向けて検討いただく予定でしたが、ここで新型コロナウイルスの関係で国もオンライン会議を認める方向を打ち出し、市議会としてもタブレット端末を利用したオンライン会議が可能となるようスケジュールを早める必要が生じていますので、事務局に準備を指示いたしました。今回議長として導入について提案させていただきますので、できれば本日方向を決めていただき、今後運用の具体的な面で別途御協議いただければと考えますので、よろしく願います。

詳細は、事務局から説明いたします。

○委員長 事務局より説明願います。

○議事課長 資料35ページから36ページでございます。議長からただいまお話がございましたとおり、タブレット端末の導入につきましては、令和3年度の予算化に向けて検討いただくこととなっておりますが、新型コロナウイルスの関係でスケジュールを早める必要が生じたものです。導入の目的としましては、本来の目的は議案資料等のペーパーレス化、また事務局、議員間の連絡通信手段としての利用が主となりますが、あわせまして新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、タブレット端末を導入することで委員会その他のオンライン会議を可能とし、感染拡大が深刻な状況になった場合でも議会の機能を継続させるということを目的としています。これまでの経過といたしましては、資料記載のとおりでございますが、今年2月の行政視察後に、3月にはタブレット体験会を予定しておりましたが、新型コロナウイルスで中止となっております。その後4月に総務省のほうから、新型コロナウイルス感染症対策として、委員会会議をオンラインで開催してもよいという旨の通知がありまして、それを実施できるようにするために環境整備として今回導入を図るというものです。

導入する場合の設備等につきましては36ページのとおりですが、まず導入時期は令和3年3月定例会を見込んでおり、機種につきましてはアイパッドの大きめのものです。持ち歩いても通信可能となるセルラーモデルを予定しています。導入については、全議員さんのほか執行部のほうは配付するかどうかにつきまして現在協議中です。数字は、その執行部のほう含まない数字にこの資料はなっております。また、5階、6階、7階にWi-Fiの環境を整備します。費用は概算ですが、今年度導入した場合の経費が約840万、次年度以降のランニングコストが約970万円を見込んでいます。この経費につきましては、国の交付金が充当されるかどうかは不明ですが、国に提出する交付金の事業計画には組み込まれるという見込みになってございます。実際導入する際には使用のガイドライン等を別途定めていただくこととな

りますが、導入の際には、資料のペーパーレス化等については、従前の紙の資料も併用するなど段階的に進めてまいりますとともに、事務局としてはサポートを十分に行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○委員長 ただいまの説明について何かございますか。

それでは、タブレット端末の導入につきましては、説明のとおり進めさせていただくことといたします。

○委員長 次に、係争中の請願の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○議事課長 資料37ページ、係争中の請願の取扱いについてでございます。6月定例会におきまして受理した請願のうち民事調停に係っている請願があり、議員さん、また執行部のほうから、その取扱いについてお問合せがありましたことから、ここで確認をさせていただくものです。先例では、資料37ページの下部に記載のとおり、訴訟中の請願については、受理後は関係委員会に参考送付することとなっています。係争中の請願の取扱いにつきましては、地方自治法等の関係法令に明確な規定が存在せず、その取扱いが争点になった裁判例も特に見当たりません。なお、議会運営を研究した書籍では、一般的な考え方として司法権の独立を侵す可能性があるため、議会で審議することが望ましくない請願には、裁判中の事件に係る請願が全て該当するわけではなく、裁判官が裁判することに対して事実上重大な影響を及ぼすもののみが該当することとされています。また、裁判に当たらないあつせん、調停及び仲裁に係る請願については、司法権の独立を侵すという可能性は低いと考えられます。

今後の対応につきましては、(1)の受付時の対応として、係争中の事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵す可能性がある請願を例示しまして、そのような請願を受理した後は、関係委員会に参考送付し、議会では審議しない旨を受付時に請願者に説明し、また同様の内容を市議会のホームページに掲載します。

(2)の受理後の対応については、まずアの受理をしてから委員会付託の前までに係争中の事実が判明した場合には、基本的には議長が司法権の独立を侵す可能性があるかどうか判断いただきまして、疑義があるときは議会運営委員会に諮問します。司法権の独立を侵す可能性があるとされた場合には、先例398のとおり関係委員会に参考送付となります。この場合には、本会議では議長から委員会付託を省略して関係委員会に参考送付することを報告し、当該請願は審議未了となります。また、司法権の独立を侵さないものとされた場合には、所管の委員会に付託し、その後は通常どおりの流れとなります。

次に、イの委員会付託後から委員会の採決前までに係争中の事実が判明した場合には、既に委員会付託されているため、基本的には各委員会の判断になりますが、司法権の独立を侵す可能性があるものとされた場合には、委員会の審査の対象にならないということとなり、採決日の本会議では議題とならず審議未了となります。

また、司法権の独立を侵さないものとされた場合には、通常どおり審査をすることになります。

次に、ウの委員会の採決後から本会議の採決までに係争中の事実が判明した場合には、基本的には議長が司法権の独立を侵す可能性があるかどうかを判断して、疑義があるときには議会運営委員会に諮問します。司法権の独立を侵す可能性があるものとされた場合には、本会議では委員長報告の後に討論及び採決を実施せず、当該請願は審議未了となります。また、司法権の独立を侵さないものとされた場合には、通常どおりに委員長報告、討論、採決をする流れとなります。このような運用となります。以上でございます。

○委員長 それでは、係争中の請願の取扱いについて説明ありましたが、いかがですか。

それでは、説明のとおりといたします。

○委員長 次に、その他についてを議題といたします。

まず、議長より説明を願います。

○議長 このたび全国市議会議長会から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税財源の確保を求める意見書について、提出の依頼がありました。内容は、医療介護、子育て、防災、雇用の確保など行政課題への対応や、先の見えない感染症対策など、これまでにない厳しい地方財政に対し、地方税財源の確保を求めたものです。先の見えない新型コロナウイルス感染拡大により、各自治体は未曾有の危機的状況にあり、交付税などの財源がなくては、様々な行政課題に対応できません。議長としては、千葉県議長会会長の大役を担う立場からも、各会派からの賛同をいただきまして、全会派一致で柏市議会として意見書を関係省庁に提出したいと思っております。各会派にお持ち帰りいただき、御検討のほど、よろしく願います。

なお、全国市議会議長会からの依頼文は資料38ページから39ページを、意見書案については資料40ページから41ページを御覧ください。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、事務局より説明を願います。

○庶務課長 事務局から1点、第6駐車場について御報告とお願いがございます。

第6駐車場につきましては、昨年の市議会議員選挙後の議員全員協議会でも御説明いたしましたが、このたび公用車専用だったナンバー17の駐車場が議員さんとの共用になりましたので、お知らせいたします。

ここで1点お願いがございます。このたび昨今駐車マナーに反した駐車行為に多数の苦情が寄せられるという注意喚起が、職員に向けてございました。議員各位におかれましても、適正な駐車に御協力をいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で御承知おきを願います。

○委員長 次回は、9月17日、質疑並びに一般質問最終日、本会議終了後に開く予定であります。

○委員長 それでは、長時間にわたりましたが、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 零時13分閉会